

平成27年3月17日

(11時0分開会)

◎川井委員長 それでは、ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

高橋委員のほうから、少しおくれるという旨の連絡がっております。

《委員長報告取りまとめ》

◎川井委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、その内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 報告書（案）朗読、座って説明させていただきます。

それでは、2ページ目から。

危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案、第20号議案から第23号議案、第28号議案、第29号議案、第38号議案から第40号議案、第45号議案、第55号議案から第67号議案、第72号議案、第78号議案、第86号議案、以上29件について、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

最初に、危機管理部についてであります。

第1号平成27年度高知県一般会計予算のうち、危機管理・防災費について、執行部から、平成26年度に設置した南海トラフ地震対策推進地域本部への専任職員8人の増員、土木事務所及び福祉保健所の職員26人を兼務職員とし、体制強化を図る。

また、地域での災害時要配慮者の個別避難計画策定や避難所運営マニュアルの作成への支援などをさらに進めるものであるとの説明がありました。

委員から、こうした支援に当たっては、男性だけでなく女性も含め、さまざまな視点から検討することが必要になってくるが、地域本部に女性が配置されることはあるのかとの質疑がありました。

執行部から、これまで地域本部は男性ばかりだったが、来年度は福祉保健所の保健師である地域支援室長の兼務が予定されるため、女性の視点からも検討がなされることになるとの答弁がありました。

別の委員から、地域本部の職員は地域居住だったと思うが、新たな兼務職員も地域居住

になるのかとの質疑がありました。

執行部から、現在、地域本部長は近傍居住し、加えて希望する職員も地域居住しているが、土日などには自宅に帰ることもある。本庁では来年度から管理職等が旭町の待機宿舎に居住し、30分以内に登庁し指揮命令できる体制となる。地域本部は非常勤職員を含め5名体制なので、地域本部職員だけの土日対応は負担が大きい。そこで、土木事務所や福祉保健所などの出先機関の職員も含めた形で、近傍居住の検討を行うとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号平成27年度高知県一般会計予算のうち、医療政策費について、執行部から、来年度は、在宅医療を推進するため、普及啓発と訪問看護提供体制の強化に取り組むとの説明がありました。

委員から、在宅医療自体が余り知られていないので、周知のための啓発を行う必要があると思うが、在宅医療の推進を検討する中でどういった議論があったのかとの質疑がありました。

執行部から、在宅医療を進めるためには、地域の薬局、ケアマネジャー、訪問看護師などの気づきによって、適切な診療や介護サービスにつなげていく必要があり、またそういった体制を県民に周知することの重要性は、県の在宅医療体制検討会議でも議論された。このため、フォーラムの開催だけでなく、福祉保健所による市町村の広報活動のバックアップや各種職能団体の取り組みに対する支援を推進していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、高知県は他県に比べ、自宅での介護がなかなかできない状況にあり、在宅医療は家族の負担も大きいですが、患者やその家族のニーズと合っているのかとの質疑がありました。

執行部から、県民世論調査では、容体が落ちついた場合に、在宅で療養したいと、家族の介助を受けて通院したいの回答が合わせて4割程度ある。在宅での介護・療養は難しい背景はあるが、一定のニーズに対しては、在宅医療を選択できる体制をつくっていかねばならないと考えているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号平成27年度高知県一般会計予算のうち、福祉人材センター運営委託料について、執行部から、福祉・介護分野の人材の安定確保に向けて、福祉人材センターの職員を増員し、求職者の掘り起こしやマッチング機能を抜本強化するとともに、職場の採用状況や給与面などの実態調査を行うとの説明がありました。

委員から、本年4月の国の介護報酬の改定で介護職員の給与を月額1万2,000円引き上げるため、処遇改善加算が拡充されたが、給与に反映させるかどうかは事業者任せになっている。確実に給与に反映されるよう、国が取り組むよう進言してはどうかとの質疑があ

りました。

執行部から、今後、必要に応じて、次回の報酬改定では加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な制度となるよう、全国知事会などとも連携し、政府に要望していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、介護職員の賃金の調査を行う際には、給与だけでなく年収も調査すべきだと思うが、どのような調べ方をするのかとの質疑がありました。

執行部から、求人票ではわからない部分も含め給与体系を調査し、新たに介護職場へ就職する人に対して情報提供できるような調査にしたいとの答弁がありました。

次に、障害者生産活動支援事業費について、執行部から、昨年度の県内の障害者施設の月額平均工賃は過去最高の1万8,738円で全国4位となったが、障害者が経済的に自立するためには、さらなる工賃アップに取り組む必要がある。来年度は施設利用者主体の生産体制の構築や工賃向上アドバイザーの派遣などに積極的に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、目標工賃が月額3万7,000円となっているが、就労継続支援A型とB型では工賃が大きく違う実態がある。この目標工賃はA型とB型の平均値なのかとの質疑がありました。

執行部から、就労継続支援B型の目標工賃として3万7,000円を設定している。就労継続支援A型は最低賃金を保証する事業で、県内平均でも7万円を超えている。一方、B型の事業所で3万7,000円を達成しているのは、県内で5カ所にとどまっているとの答弁がありました。

別の委員から、障害者の就労支援の現場では、1カ月働いてもわずかな金額しか施設からはもらえないという声を聞くので、少しでも多くなるよう県も支援を考えてほしいとの意見がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号平成27年度高知県一般会計予算のうち、坂本龍馬記念館整備事業費について、執行部から、来年度は、建築及び展示に係る基本設計や地質調査などに係る経費を計上するとともに、債務負担行為として、建築と展示に係る実施設計委託料を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、坂本龍馬記念館は浦戸城跡にある。歴史学会からも、あの場所に新たな建物を建てることを危惧する話を聞くが、どのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部から、今回の建設予定地については、過去に行われた開発によって、遺構などが残っている可能性は低いと聞いている。工事の際には、文化財保護の観点から教育委員会が立会調査を行うことになっているとの答弁がありました。

別の委員から、立会調査で問題があれば、計画の変更はあり得るのかとの質疑がありま

した。

執行部から、今回の立会調査は文化財保護法に基づくものであり、発掘調査が必要になれば、教育委員会からの指示に対応するとの答弁がありました。

別の委員から、坂本龍馬記念館に、浦戸城や長宗我部氏の歴史を紹介するコーナーを設けるということであり、地域の皆さんから、そのような取り組みに期待する声も聞いているとの意見がありました。

第23号平成26年度高知県一般会計補正予算のうち、産学官連携推進事業費について、執行部から、永国寺キャンパスの整備に合わせ、出先機関として産学官民連携センターを設置するとの説明がありました。

委員から、産学官民連携センターは、文化よりも産業振興寄りであり、産業振興推進部の所管がよいのではないかと思うが、庁内でどのような議論がされ、文化生活部が所管することになったのかとの質疑がありました。

執行部から、文化生活部は大学を所管しており、現在の大学改革の動きを県の産業振興や地域振興に生かしていきたいと考えていること、また産学官民連携センターでは、こうしたさまざまな分野の取り組みにつながるような交流事業などを積極的に行い、県庁全体のプラットフォームとして機能していきたいという考えから、文化生活部が所管することになったとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第22号平成27年度高知県病院事業会計予算のうち、病院事業の収支見込みについて、執行部から、あき総合病院、幡多けんみん病院の2病院の収益や費用について、平成26年度には、公営企業会計における退職給付引当金の義務化など新会計基準への移行に係る予算や旧安芸病院の解体に伴う除却費を計上していたが、平成27年度予算では、これらの要因がなくなったことで損失が大幅に減ることとなったとの説明がありました。

委員から、公立病院は黒字を目指すだけのものではないのはわかっているが、民間病院での医業収益に対する人件費割合は5割前後が妥当とされるが、県立病院で労働分配率が7割程度あるのは何が原因なのかとの質疑がありました。

執行部から、人件費比率は、幡多けんみん病院が60%を少し下回る程度、あき総合病院は70%を若干上回っているが、これは診療単価の低い精神科の影響によるもので、医業収益に対する比率で見ると、どうしても一般科の病院より高くなる。一般的には60%を下回る比率にならないと黒字経営は難しいと言われているとの答弁がありました。

委員から、努力なしでは、差が埋まってこないと思うので、無理なく人件費比率を下げる方向に向けて努力してほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部から、高知県災害時医療救護計画の改訂について、この計画は南海トラフ地

震の被害想定に基づき、発災直後、道路が寸断された前提の中で、最大3万6,000人にも及ぶ負傷者への対応を検討したものである。今回の改訂の主な内容は、より負傷者に近い場所での前方展開型の医療救護活動を実施するため、地域の医療資源を総動員した体制づくりに取り組むとの説明がありました。

委員から、医療救護施設に眼科などの専門医療機関は位置づけられるのかとの質問がありました。

執行部から、現在、主に内科・外科などの主要な診療科を標榜している医療機関が指定されており、眼科などは指定されていないが、道路の寸断により、地域内での医療の強化が必要となる。眼科医等も対象とした研修を実施し、災害時に医療救護所などでの診療に従事してもらい、負傷者の命をつないでいけるようにしていきたいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部から、南海学園における入所者に対する不適切な処遇について、これまでの経過や南海学園を運営する社会福祉法人に対して行った改善勧告措置についての説明がありました。

委員から、施設からの改善報告の期限はいつなのかとの質問がありました。

執行部から、法人の理事会等でも議論した上で、3月31日までに改善報告を行うよう求めているとの答弁がありました。

別の委員から、保護者と施設との関係はどうなっているのかとの質問がありました。

執行部から、南海学園では保護者会を開いているが、保護者も高齢化し、参加者が減ってきているとも聞いており、保護者会に来られていない方へも情報提供してもらいたいとの声も上がっている。このため、改善勧告の中に「権利擁護の視点から保護者への説明責任を果たすため、保護者と緊密なコミュニケーションを図り、信頼関係の構築を図ること」という項目を入れているとの答弁がありました。

別の委員から、職員の質を高めるための研修を受ける時間をどう確保するかが重要だと思うが、時間確保のための体制整備は制度的には保証されているのかとの質問がありました。

執行部から、福祉職場では勤務ローテーションが決まっており、その中にうまく研修を組み込むことが課題となる。今回、南海学園では、身体拘束の解消に向けた委員会に外部専門家が入ることになっており、この委員会において職員の研修のあり方を含めたサービスの質の向上について検討が行われるものと考えているとの答弁がありました。

次に、公営企業局から、昨年12月に発生した幡多けんみん病院における医療事故について、患者が死亡した事故の発生原因及び再発防止策、遺族への対応などの説明がありました。

委員から、カルテに記載されていたアレルギー情報を見落とししたことが原因なのかとの

質問がありました。

執行部から、病院としてアレルギー情報の確認が不十分であったことが原因である。二度とこのようなことが起こらないよう、薬剤を処方する手順を整理するとともに、電子カルテのアレルギー情報の確認を徹底し、手順に従って行われているか、管理職が週1回監査しているとの答弁がありました。

別の委員から、御遺族の方への対応は十分できているのかとの質問がありました。

執行部から、誠意を持って、御遺族の方への対応を重ねており、その中で御遺族の方から、二度とこのようなことがないよう原因を分析の上、しっかりとした防止策をとってもらいたいとお話もいただいているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、地域住民との信頼関係を構築するとともに、院内の士気も保ちながら、地域の中核病院として役割を果たしていけるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

このことについて、委員長から執行部に対して、県内の民間病院も含め、同様の事故を防止する対策を検討するよう、申し入れを行いました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎川井委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ 気になったのは14ページの最後の段落ですけれど、このことについてという、このことがどれを指しているのか、ちょっと前段等からすると妙にどこへ係るかがはっきりしないんじゃないかなと思うので、明確に何かチェック体制とかそういうのをというのを前へ持ってきたほうがいいのではないかと思います。

◎ その事故についてとか。

◎ 同様の事故を防止する対策を委員長から執行部に対して、県内のというふうにしたほうがわかりやすいのではないかと思います。

◎ 同様の事故防止についてか。

◎ 同様のをとりますか。

◎ 長いね。

◎ 14ページある。

◎ 当初予算ですので全部やらんといかんですから。

◎川井委員長 正場に復します。

この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎川井委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、平成27年度委員会活動日程(案)及び平成27年度危機管理文化厚生委員会出先機関等調査日程(案)をお手元にお配りしてあります。

出先機関調査については、12月議会で御協議いただき、そこでの意見をもとに委員長案として作成しております。

追加の主なものといたしましては、5月28日に、安芸の南海トラフ地震対策推進地域本部で、6月1日に、社会福祉法人来島会が運営する南海学園と産学官民連携センターで、5日に、幡多の南海トラフ地震対策推進地域本部で、8日に、中央東の南海トラフ地震対策推進地域本部で、9日に、中央西の南海トラフ地震対策推進地域本部とあつたかふれあいセンターとかので、12日に、須崎の南海トラフ地震対策推進地域本部で、それぞれ調査を行う日程案です。

以上が主な追加点です。

それでは、この日程案について御協議願います。

御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎川井委員長 御意見がないようでございますので、正場に復します。

この平成27年度危機管理文化厚生委員会出先機関等調査日程(案)を次の委員会へ申し送ることとし、細部の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、日程は全て終了いたしました。

◎川井委員長　ここで私のほうからお礼の御挨拶をさせていただきます。

この1年間、委員の皆様方には大変御迷惑やら御心配をおかけいたしましたけれども、坂本副委員長、委員各位、また執行部の御協力をいただきながら、何とかこの1年を終わることができました。これひとえに皆様方のおかげだと心より感謝を申し上げ、お礼を申し上げるところでございます。

今後におきましても、皆様方のますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げまして、甚だ言葉足りませんが、私からのお礼の御挨拶といたします。この1年間まことにありがとうございました。（拍手）

副委員長、挨拶。

◎坂本（孝）副委員長　皆さん、この1年間本当にお世話になりました。

川井委員長を支えながら副委員長をさせていただきましたけれども、力不足で十分なことができなかつたことを反省しております。国が行っております社会福祉制度の大改革の中での文化厚生委員会でございます。本当に大事な1年でございます、地方創生が始まることしから、またそれが一段と大事になってくるということでございまして、またこれからは次期来ることができましたら、皆さんと一緒にまたしっかりと頑張らせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

◎川井委員長　以上をもちまして、委員会を閉会いたします。　　　　　（11時25分閉会）